

高知リハビリテーション専門職大学学則

目次

第1章 総則

第1節 目的

第2節 組織

第3節 教職員組織

第4節 会議及び委員会

第5節 学年、学期及び休業日

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

第2節 入学

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

第4節 休学、転学、転専攻、留学、退学、除籍及び再入学

第5節 卒業及び学士の学位

第6節 賞罰

第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

第8節 入学検定料及び学納金

第9節 公開講座及び各種講習会

第3章 補則

附則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第 1 条 高知リハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理観と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

3 自己点検及び評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他多様な媒体を用いた周知に努め、積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第 4 条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第2節 組 織

(学 部)

第 5 条 本学に、リハビリテーション学部を置く。

- 2 リハビリテーション学部は、高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する。
- 3 学部置く学科に属する専攻の種類及び入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法専攻	70名	280名
		作業療法専攻	40名	160名
		言語聴覚専攻	40名	160名
	合計	—	150名	600名

(図 書 館)

第 6 条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(センター)

第 7 条 本学に、教育研究に関するセンターを置くことができる。

- 2 センターに関し、必要な事項は別に定める。

(事 務 局)

第 8 条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 教職員組織

(教 職 員)

第 9 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。
- 3 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。
- 4 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第10条 学部に学部長、学科に学科長を置く。

- 2 学科の各専攻に、専攻長を置く。
- 3 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。
- 4 図書館に、図書館長を置く。
- 5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 会議及び委員会

(運営会議)

第11条 本学の運営管理に関する重要事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 学長は、必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春期休業 3月21日から4月3日まで
- (4) 夏期休業 8月9日から9月30日まで
- (5) 冬期休業 12月21日から1月7日まで
- (6) 学園記念日 1月23日

- 2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業及び実習を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学 部 通 則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 修業年限は、4年とする。ただし編入学した学生については、教授会の議を経て、学長が定める。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし編入学した学生については、教授会の議を経て、学長が定める。

第2節 入 学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 本学への編入学を志願する者があるときには、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第24条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目と選択科目と自由科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第25条 授業科目は、基礎科目・職業専門科目・展開科目・総合科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第26条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

2 文部科学大臣の定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (3) (1)の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (4) 単位数は専攻ごとに別に定める

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第29条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第30条 授業科目の試験の成績は、S(100点から90点)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(59点以下)の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(授業日数)

第31条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第32条 学生は、本学に4年以上在学し、各専攻所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規程により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により、大学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、転専攻、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第17条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続きにより学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第38条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第39条 本学内において、他の専攻への転専攻を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ学長が転専攻を許可することがある。

2 転専攻の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取り扱いは、教授会の議を経て学長が決定する。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の議を経て学長の許可を得、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第16条に定める修業年限に含めることができる。

3 留学に関する事項は別に定める。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第37条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(再入学)

第43条 次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

(1) 第41条の規定により退学した者

(2) 第42条第(1)号及び第(4)号の規定により除籍された者

2 前項により入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の議を経て決定する。

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第44条 本学に4年以上在学し、第26条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第45条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、以下の学位を授与する。

学部	学科	学位（専攻分野）
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学士（専門職）
		作業療法学士（専門職）
		言語聴覚学士（専門職）

第6節 賞 罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第47条 本学の諸規定に違背し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(聴講生)

第48条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生については別に定める。

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生については別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、
選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については別に定める。

第8節 入学検定料及び学納金

(入学検定料及び学納金)

第51条 入学検定料及び学納金については別表2のとおりとする。

2 学納金等は、期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(休学者・復学者の授業料等)

第52条 休学が一学期間全てにわたるときのその学期の授業料、実験実習費及び図書費は、免除する。
ただし、休学在籍料として50,000円を指定期日までに納入しなければならない。

2 学期の途中から復学するときは、その学期に係る既に納入している休学在籍料を差し引いた授業料、実験実習費及び図書費を納入しなければならない。

(転学者及び退学者の授業料等)

第53条 学期の途中で転学、退学又は、除籍された者は、その期の授業料、実験実習費及び図書費は、納入しなければならない。

(停学者の授業料等)

第54条 停学に処せられた者は、停学中であっても授業料、実験実習費及び図書費は、納入しなければならない。

(聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学納金)

第55条 聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学納金については別に定める。

(納付した授業料等)

第56条 納付した入学検定料及び学納金は、原則として返還しない。

第9節 公開講座及び各種講習会

(公開講座及び各種講習会)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

第3章 補 則

(雑 則)

第58条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第59条 この学則の改廃は、運営会議及び理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日 第 4 回理事会議決）

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 29 日 第 1 回理事会議決）

（施行期日）

- 1 この学則の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則改正の施行日の前日において、現に在学し引き続き在学する者は、改正後の別表 1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日 第 5 回理事会議決）

（施行期日）

- 1 この学則の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 5 日 第 4 回理事会決議）

（施行期日）

この学則の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 19 日 第 6 回理事会決議）

（施行期日）

この学則の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日 第 6 回理事会決議）

（施行期日）

この学則の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

履修方法および卒業要件（第26条および第44条関係） リハビリテーション学科 理学療法学専攻

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 履修方法 および
			必修	選択	
基礎科目	初年次教育	新入生入門セミナー	1		必修15単位＋選択必修（健康科学実践）1単位＋選択4単位以上
	人間の探求	心理学	1		
		教育学Ⅰ	2		
		教育学Ⅱ	2		
		医療と倫理	1		
		健康科学実践		1	
	社会の探求	コミュニケーション論	1		
		社会学		1	
		ジェンダー論		1	
		国際協力論		1	
	地域の探求	地域課題研究Ⅰ	1		
		地域課題研究Ⅱ	2		
		ボランティア実践		1	
		コミュニティ・コミュニケーション実践		1	
	自然の探求	生物学		1	
		統計学		1	
		情報処理演習	1		
		情報リテラシー	1		
	言語の探求	英語	2		
		英会話入門		1	
		中国語入門		1	
		韓国語入門		1	
		日本語リテラシー		1	
職業専門科目	専門支持科目	基礎医学	解剖学Ⅰ（筋・骨格系）	2	選択必修（解剖学Ⅰ、解剖学Ⅱ、生理学、運動生理学、運動学、運動生理学実習、人間発達学）12単位以上
			解剖学Ⅱ（神経・内臓・脈管系）	2	
			解剖生理学	2	
			生理学	2	
			運動学	2	
			運動学実習	1	
			運動生理学	1	
			運動生理学実習	1	
			人間発達学	1	

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分			授業科目	単位数		履修方法 および 卒業要件
				必修	選択	
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	医学総論		1	必修4単位＋選択必修（内科学A、整形外科科学、精神医学）8単位以上
			病理学	1		
			内科学A		2	
			内科学B		1	
			整形外科科学		2	
			臨床神経学	2		
			精神医学A		2	
			精神医学B		2	
			精神医学C		1	
			小児科学	1		
			栄養と薬理の基礎		1	
			画像診断と救命救急の基礎		1	
			耳鼻咽喉科学		2	
			臨床歯科医学・口腔・形成外科学		2	
			聴覚系医学		1	
			音声・言語系医学		2	
		心の働き	臨床心理学A		2	選択必修（臨床心理学A）2単位以上
			臨床心理学B		2	
			臨床心理学C		2	
			学習・認知心理学		2	
			生涯発達心理学		1	
			心理測定法		1	
		コミュニケーション言語と	音声学		2	
			言語学		2	
			言語発達学		2	
			音響学（聴覚心理学含む）		2	
			言語音声学実習		1	
		保健福祉の療育・医療	リハビリテーション概論		2	選択必修（リハビリテーション福祉と多職種連携）4単位以上
			福祉と多職種連携論		2	
			リハビリテーションと教育・福祉		1	
	専門基幹科目（理学療法学専攻）	基礎理学療法学	理学療法概論	1		必修6単位
			理学療法概論演習	1		
			理学療法基礎セミナー	1		
			理学療法セミナーⅠ（PBL）	1		
			理学療法セミナーⅡ（PBL）	1		
			臨床運動学演習	1		

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分			授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
				必修	選択	
職業専門科目	専門基幹科目（理学療法学専攻）	理学療法管理学	理学療法管理学	2		必修2単位
		理学療法 評価学	理学療法評価学	1		必修6単位
			理学療法測定実習Ⅰ	1		
			理学療法測定実習Ⅱ	1		
			理学療法検査実習Ⅰ	1		
			理学療法検査実習Ⅱ	1		
			電気診断学	1		
			理学療法治療学	運動療法学	2	
		運動療法学実習		1		
		理学療法日常生活活動学実習		2		
		物理療法学実習		2		
		呼吸系理学療法実習		1		
		循環系理学療法実習		1		
		代謝系理学療法学演習		1		
		神経系理学療法実習		1		
		神経筋系理学療法実習		1		
		運動器系理学療法実習		1		
		発達系理学療法学演習		1		
		老年期理学療法実習		1		
		義肢装具学演習		1		
		予防理学療法学演習		1		
		臨床理学療法技法演習（PBL）		1		
		スポーツ障害理学療法実習			1	
		脳障害理学療法実習			1	
		急性期理学療法実習			1	
		療地 法学域	地域理学療法学	2		必修3単位
			地域理学療法学演習	1		
		理学療法 臨床 実習	理学療法臨床実習Ⅰ（見学実習）	2		必修20単位
			理学療法臨床実習Ⅱ（評価実習）	4		
			理学療法臨床実習Ⅲ（総合実習）	14		

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
展開科目	理学療法展開科目群	スポーツ心理学	2		20 必修 単位	卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
		生涯スポーツ論	2			
		スポーツサポート演習	2			
		学校・産業保健論	2			
		コンディショニング論	2			
		経営組織論	2			
		マーケティング論	2			
		スポーツトレーニング論	2			
		経営管理論	2			
		起業論	2			
総合科目	応用理学療法学	理学療法地域支援実習	1		必修3単位＋ 選択1単位 以上	
		応用理学療法学演習	2			
		理学療法総合演習Ⅰ（健康増進）		1		
		理学療法総合演習Ⅱ（介護予防）		1		
		理学療法総合演習Ⅲ（発達支援）		1		
卒業要件単位数					130	

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
基礎科目	初年次教育	新入生入門セミナー	1		必修15単位＋選択必修（健康科学実践）1単位＋選択4単位以上 卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
	人間の探求	心理学	1		
		教育学Ⅰ	2		
		教育学Ⅱ	2		
		医療と倫理	1		
		健康科学実践		1	
	社会の探求	コミュニケーション論	1		
		社会学		1	
		ジェンダー論		1	
		国際協力論		1	
	地域の探求	地域課題研究Ⅰ	1		
		地域課題研究Ⅱ	2		
		ボランティア実践		1	
		コミュニティ・コミュニケーション実践		1	
	自然の探求	生物学		1	
		統計学		1	
		情報処理演習	1		
		情報リテラシー	1		
	言語の探求	英語	2		
		英会話入門		1	
		中国語入門		1	
		韓国語入門		1	
		日本語リテラシー		1	
職業専門科目	専門支持科目	基礎医学	解剖学Ⅰ（筋・骨格系）	2	選択必修（解剖学Ⅰ、解剖学Ⅱ、生理学、運動学、運動学実習、運動生理学実習、人間発達学）12単位以上
			解剖学Ⅱ（神経・内臓・脈管系）	2	
			解剖生理学	2	
			生理学	2	
			運動学	2	
			運動学実習	1	
			運動生理学	1	
			運動生理学実習	1	
			人間発達学	1	

科目区分			授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
				必修	選択	
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	医学総論		1	必修4単位＋選択必修（内科学A、整形外科学、精神医学、画像診断と救命救急の基礎）8単位以上
			病理学	1		
			内科学A		2	
			内科学B		1	
			整形外科学		2	
			臨床神経学	2		
			精神医学A		2	
			精神医学B		2	
			精神医学C		1	
			小児科学	1		
			栄養と薬理の基礎		1	
			画像診断と救命救急の基礎		1	
			耳鼻咽喉科学		2	
			臨床歯科医学・口腔・形成外科学		2	
			聴覚系医学		1	
			音声言語系医学		2	
		心の働き	臨床心理学A		2	選択必修（臨床心理学B）2単位以上
			臨床心理学B		2	
			臨床心理学C		2	
			学習・認知心理学		2	
			生涯発達心理学		1	
			心理測定法		1	
		コミュニケーション言語と	音声学		2	2単位以上
			言語学		2	
			言語発達学		2	
			音響学（聴覚心理学含む）		2	
			言語・音声学実習		1	
		保健医療福祉の理念	リハビリテーション概論		2	概論、選択必修（リハビリテーションと多職種連携）4単位以上
			福祉と多職種連携論		2	
			リハビリテーションと教育・福祉		1	
	専門基幹科目（作業療法学専攻）	基礎作業療法学	作業療法概論	1		必修5単位
			生活活動と障害演習	1		
			基礎作業学実習	1		
			応用作業学実習	1		
			作業療法セミナー演習	1		

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
職業専門科目	専門基幹科目（作業療法学専攻）	作業療法管理学	2		必修2単位
		作業療法評価学	2		必修5単位
		作業療法評価実習Ⅰ（身体系）	1		
		作業療法評価実習Ⅱ（精神・認知系）	1		
		作業療法評価実習Ⅲ（発達系）	1		
		身体障害作業療法学	2		必修14単位＋選択3単位以上
		精神障害作業療法学	2		
		老年期障害作業療法学	2		
		発達障害作業療法学	2		
		作業療法日常生活活動学	1		
		日常生活支援作業療法実習	1		
		機能代償支援作業療法実習	1		
		身体障害作業療法実習Ⅰ（中枢神経系）	1		
		身体障害作業療法実習Ⅱ（脊髄・運動器系）		1	
		身体障害作業療法実習Ⅲ（内部系）		1	
		精神障害作業療法実習Ⅰ		1	
		精神障害作業療法実習Ⅱ		1	
		老年期障害作業療法実習		1	
		発達障害作業療法実習Ⅰ		1	
		発達障害作業療法実習Ⅱ		1	
		臨床作業療法技法実習Ⅰ（PBL）	1		
		臨床作業療法技法実習Ⅱ（PBL）	1		
		地域作業療法学	2		4単位必修
		地域作業療法学演習	1		
		就労支援作業療法演習	1		
		作業療法臨床実習Ⅰ（見学実習）	1		24単位必修
		作業療法臨床実習Ⅱ（評価実習）	6		
		作業療法臨床実習Ⅲ（総合実習）	16		
		地域作業療法臨床実習	1		

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
展開科目	作業療法展開科目群	まちづくりプロジェクト論	2		20 必修 単位	卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
		子ども未来論	2			
		レジャーサポート論	2			
		地域ネットワーク論	2			
		犯罪と社会復帰支援	2			
		災害と生活支援演習	2			
		特別支援教育論	2			
		ICT技術論	2			
		ジョブサポート演習	2			
		ベンチャービジネス論	2			
総合科目	応用作業療法学	作業療法地域支援実習	1		必修3単位＋ 選択1単位 以上	
		応用作業療法学演習	2			
		作業療法総合演習Ⅰ（生活支援）		1		
		作業療法総合演習Ⅱ（就労支援）		1		
		作業療法総合演習Ⅲ（地域支援）		1		
卒業要件単位数					131	

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法
			必修	選択	
基礎科目	初年次教育	新入生入門セミナー	1		必修15単位＋選択必修（コミュニケーション・コミュニティ・コミュニケーション実践、日本語リテラシー）2単位＋選択4単位以上 卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
	人間の探求	心理学	1		
		教育学Ⅰ	2		
		教育学Ⅱ	2		
		医療と倫理	1		
		健康科学実践		1	
	社会の探求	コミュニケーション論	1		
		社会学		1	
		ジェンダー論		1	
		国際協力論		1	
	地域の探求	地域課題研究Ⅰ	1		
		地域課題研究Ⅱ	2		
		ボランティア実践		1	
		コミュニティ・コミュニケーション実践		1	
	自然の探求	生物学		1	
		統計学		1	
		情報処理演習	1		
		情報リテラシー	1		
	言語の探求	英語	2		
		英会話入門		1	
		中国語入門		1	
		韓国語入門		1	
		日本語リテラシー		1	
職業専門科目	専門支持科目	基礎医学	解剖学Ⅰ（筋・骨格系）	2	選択必修（解剖生理学）2単位以上
			解剖学Ⅱ（神経・内臓・脈管系）	2	
			解剖生理学	2	
			生理学	2	
			運動学	2	
			運動学実習	1	
			運動生理学	1	
			運動生理学実習	1	
			人間発達学	1	

科目区分			授業科目	単位数		履修方法 および 卒業要件
				必修	選択	
職業専門科目	専門支持科目	臨床医学	医学総論		1	必修4単位+選択必修（医学総論、内科学B、精神医学、耳鼻咽喉科学、臨床歯科医学・口腔・形成外科学、聴覚系医学、音声・言語系医学）10単位以上
			病理学	1		
			内科学A		2	
			内科学B		1	
			整形外科学		2	
			臨床神経学	2		
			精神医学A		2	
			精神医学B		2	
			精神医学C		1	
			小児科学	1		
			栄養と薬理の基礎		1	
			画像診断と救命救急の基礎		1	
			耳鼻咽喉科学		2	
			臨床歯科医学・口腔・形成外科学		2	
			聴覚系医学		1	
			音声・言語系医学		2	
		心の働き	臨床心理学A		2	選択必修（臨床心理学C、学習・認知心理学、生涯発達心理学、心理測定法、音声学、言語学、言語発達学、音響学、言語音声学実習）15単位以上
			臨床心理学B		2	
			臨床心理学C		2	
			学習・認知心理学		2	
			生涯発達心理学		1	
			心理測定法		1	
		言語とコミュニケーション	音声学		2	音声学、音響学、言語音声学実習
			言語学		2	
			言語発達学		2	
			音響学（聴覚心理学を含む）		2	
			言語音声学実習		1	
		保健医療の理念	リハビリテーション概論		2	選択必修（リハビリテーションと教育・福祉）1単位以上
			福祉と多職種連携		2	
			リハビリテーションと教育・福祉		1	

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法		
			必修	選択			
職業専門科目	専門基幹科目（言語聴覚学専攻）	基礎言語聴覚療法学	言語聴覚障害学総論	2		必修2単位	卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
		言語聴覚療法管理学	言語聴覚療法管理学	2		必修2単位	
		失語・高次脳機能障害学	失語症学	1		必修6単位	
			高次脳機能障害学	1			
			失語症検査・評価実習	1			
			高次脳機能障害検査・評価実習	1			
			失語・高次脳機能障害支援実習	1			
			失語・高次脳機能障害技法実習(PBL)	1			
		言語発達障害学	言語発達障害学	2		必修6単位	
			言語発達障害検査実習	1			
			言語発達障害評価実習	1			
			言語発達障害支援実習	1			
			言語発達障害技法実習（PBL）	1			
		発声発語・嚥下障害学	発声発語障害学	2		必修9単位	
			摂食嚥下障害学	2			
			発声発語・摂食嚥下障害検査実習	1			
			発声発語・摂食嚥下障害評価実習	1			
			発声発語・摂食嚥下障害支援実習	2			
			発声発語・摂食嚥下障害技法実習(PBL)	1			
		聴覚障害学	聴覚障害学	2		必修7単位	
			聴覚検査学	2			
			聴覚検査実習	1			
			補聴器・人工内耳学	1			
			聴覚リハビリテーション実習	1			
		地域言語聴覚療法学	地域言語聴覚療法学	1		必修1単位	
		言語聴覚療法臨床実習	言語聴覚療法臨床実習Ⅰ（見学実習）	1		単2必修 単位1修	
			言語聴覚療法臨床実習Ⅱ（評価実習）	3			
			言語聴覚療法臨床実習Ⅲ（総合実習）	17			

卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。

科目区分		授業科目	単位数		卒業要件 および 履修方法	
			必修	選択		
展開科目	言語聴覚療法展開科目群	メディアと子どもの未来	2		20 必修 単位	卒業要件は、必修科目のほか左記の選択科目を修得すること。
		マンガコミュニケーション実習	1			
		活字デザイン論	1			
		色彩ユニバーサルデザイン論	2			
		コミュニケーションサポート演習	2			
		情報メディア学入門	2			
		子どもの学びの多様化	2			
		アナウンスと伝達スキル	2			
		アドバンスドテクノロジーの活用	2			
		視聴覚障害支援論	2			
		地域福祉概論	2			
総合科目	応用言語聴覚療法学	言語聴覚療法地域支援実習	1		必修3 単位＋選択 1 単位以上	
		応用言語聴覚療法学演習	2			
		言語聴覚療法総合演習Ⅰ（子ども）		1		
		言語聴覚療法総合演習Ⅱ（おとな）		1		
		言語聴覚療法総合演習Ⅲ（高齢者）		1		
卒業要件単位数					131	

学則 別表 2

入学検定料及び学納金（第 5 1 条関係）

学 納 金	種 則	額
	入学金（入学時のみ）	290,000
	授業料	900,000
	実験実習費	370,000
	図書費	30,000
入学検定料 （以下の入試区分以外の全区分）		30,000
入学検定料 （大学入学共通テスト利用区分）		15,000

- 1 入学を許可された者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。
- 2 授業料、実験実習費及び図書費は、2 期に分け、前期は 4 月、後期は 10 月に納入しなければならない。ただし、新入生に限り前期分は入学金と同時に納入しなければならない。